四　第一号の集団投資信託の受益権の名称並びに当該受益権の口数及び第二号の収益の分配の額の計算の基礎
五　その支払の確定した第一号の収益の分配（無記名の投資信託又は特定受益証券発行信託の受益証券に係る同号の収益の分配については、その支払をした収益の分配）に係る通知外国所得税の額
六　無記名の投資信託又は特定受益証券発行信託の受益証券に係る第一号の収益の分配の支払を受けた者が元本の所有者と異なる場合には、その元本の所有者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
七　第一号の収益の分配が租税特別措置法第九条第一項第四号（配当控除の特例）に規定する外貨建等証券投資信託に係るものである場合には、当該外貨建等証券投資信託に係る租税特別措置法施行令第四条の四第二項（配当控除の特例）に規定する外貨建資産割合及び同項に規定する非株式割合
八　第一号の支払を受ける者が国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定により届け出た納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所
九　令第三百条第六項から第八項まで又は第十項ただし書の規定に基づく通知である旨
十　第一号の支払を受ける者の再発行の請求を受けて作成された書面による通知である場合には、その旨
十一　その他参考となるべき事項

5　前項の規定は、令第三百条第七項に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第二号中「その支払の確定した前号」とあるのは「その年中に支払の確定した前号」と、「その」とあるのは「、その年中に」と、同項第五号中「その支払の確定した」とあるのは「その年中に支払の確定した」と、「その」とあるのは「、その年中に」と読み替えるものとする。
6　前二項の規定は、令第三百条第十項ただし書の規定による同項ただし書の書面の通知について準用する。
7　令第三百条第七項の規定による同項の書面の通知は、同項に規定する内国法人ごとに選択しなければならない。
8　令第三百条第十項に規定する財務省令で定める方法は、第九十二条の二第一項（支払通知書に記載すべき事項の提供に係る電磁的方法）に規定する方法とする。
9　前項に規定する方法は、第九十二条の二第二項に規定する基準に適合するものでなければならない。
10　第九十二条の三（支払通知書に係る電磁的方法による提供の承諾）の規定は、令第三百条第十二項に規定する内国法人が同項の規定により同項の個人又は法人の承諾を得る場合について準用する。

第七十二条の六の見出しを「（集団投資信託の信託財産に係る利子等の課税の特例）」に改め、同条に次の八項を加える。

3　法第百七十六条第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する集団投資信託を引き受けた外国法人は、当該集団投資信託の信託財産について法第百八十条の二第三項に規定する所得税を課された場合には、令第三百六条の二第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する書類を、法第百八十条の二第三項の規定により当該所得税の額を控除した日又は租税特別措置法第九条の三の二第三項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）の規定により当該所得税の額が控除された日の属する年の翌年から七年間、納税地に保存しなければならない。
4　第七十二条の四第三項（集団投資信託の信託財産の利子等の課税の特例）の規定は、令第三百六条の二第三項に規定する財務省令で定める書類について準用する。
5　第七十二条の四第四項の規定は令第三百六条の二第四項及び第六項に規定する財務省令で定める事項について、第七十二条の四第五項の規定は令第三百六条の二第五項に規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。
6　第七十二条の四第四項及び第五項の規定は、令第三百六条の二第八項ただし書の規定による同項ただし書の書面の通知について準用する。
7　令第三百六条の二第五項の規定による同項の書面の通知は、同項に規定する外国法人ごとに選択しなければならない。
8　令第三百六条の二第八項に規定する財務省令で定める方法は、第九十二条の二第一項（支払通知書に記載すべき事項の提供に係る電磁的方法）に規定する方法とする。
9　前項に規定する方法は、第九十二条の二第二項に規定する基準に適合するものでなければならない。
10　第九十二条の三（支払通知書に係る電磁的方法による提供の承諾）の規定は、令第三百六条の二第十項に規定する外国法人が同項の規定により同項の個人又は法人の承諾を得る場合について準用する。

第七十三条第一項第二号中「この項、第七十四条第一項（従たる給与についての扶養控除等申告書の記載事項）及び第七十四条の三第一項第三号（給与所得者の配偶者控除等申告書の記載事項）」を「この章」に改める。

第七十四条の三第一項中「」に掲げる」を「」に規定する」に改める。

第七十四条の四の次に次の一条を加える。

（給与所得者の基礎控除申告書の記載事項）

第七十四条の五　法第百九十五条の三第一項第三号（給与所得者の基礎控除申告書）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第百九十五条の三第一項の規定による申告書を提出する者（次号において「申告者」という。）の氏名及び住所
二　申告者の合計所得金額又はその見積額に応じ、法第八十六条（基礎控除）の規定に準じて計算した基礎控除の額に相当する金額及びその計算の基礎
三　その他参考となるべき事項

2　法第百九十五条の三第一項の規定による申告書を受理した同項に規定する給与等の支払者は、当該申告書に、当該給与等の支払者（個人を除く。）の法人番号を付記するものとする。

第七十六条の二第一項各号中「申告書情報」を「記載情報」に改め、同条第二項各号中「の申告書」の下に「に記載すべき事項」を加え、「申告書情報」を「記載情報」に改める。

第七十七条の二の見出し中「退職共済年金等」を「退職共済年金」に改め、同条第四項を削る。

第七十七条の四第四項中「及び第七項」を「、第七項及び第八項」に改め、同条第五項中「第八項ただし書」を「第十項ただし書」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　公的年金等の支払者が、法第二百三条の五第一項の規定による申告書に記載されるべき第一項第一号に規定する申告者の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿であつて、当該申告書の提出の前に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十四条第二項（提供の要求）の規定による求めに基づく機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九（国の機関等への本人確認情報の提供）に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けて作成されたものを備えている場合における法第二百三条の五第九項（当該申告者に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該帳簿を同項に規定する帳簿に該当するものとして、同項の規定を適用することができる。

9　第四項から第六項までの規定は、前項の規定により帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第四項中「第七十六条の二第六項各号に掲げる事項」とあるのは「第八項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき事項」と、第六項中「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第七十六条の二第九項中「第六項各号に掲げる事項」とあるのは「第七十七条の四第八項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項等）に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた同条第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき事項」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。